

対 象 機 種	Z L - 2 1 0 Z L - 2 1 1
適 合 機 種	I B - 0 6 1 1 2 (S) / (K) R / P , F U X - 1 3 1 5 2 (K) - G L 1 , F U X - 1 3 1 5 7 (K) - G L 1 F U X - 2 7 1 5 2 (K) - G L 1 , F U X - 2 7 1 5 7 (K) - G L 1 H G - 0 5 1 1 2 (K) , H G - 0 5 1 1 7 (K)

このたびは東芝照明器具配光制御用アクセサリをお買い上げいただきましてまことにありがとうございました。お求めのアクセサリを正しく使っていただくために、この取扱説明書をよくお読みください。

●照明機器の工事に関しては、電気工事の有資格者の施工管理が義務付けられています。

■安全上のご注意

商品および取扱説明書には、お使いになる方や他人への危害と財産の損傷を未然に防ぎ、商品を安全に正しくお使いいただくために、重要な内容を記載しています。

●工 事 店 様 へ 施 工 上 の ご 注 意 ●工事が終了しましたら、この説明書は必ずお客様へお渡しください。

⚠ 警 告 この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。	
●器具の取り付けは、本体表示並びに取扱説明書に従って行ってください。取り付けに不備がありますと器具落下、感電、火災の原因となります。	⚠ ●この器具は、海上や海に直接面した重塩害地域では使用できません。また、海岸に近い塩害地区にも使用できません。早期の錆発生、器具落下の原因となります。
●器具を改造したり、部品を変更して使用しないでください。器具落下、感電、火災などの原因となります。	⊘ 使用環境

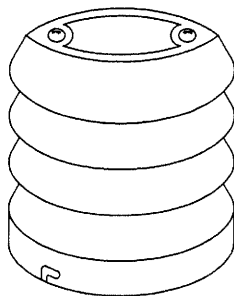
●お 客 様 へ 使用上のご注意 ●お客様はお読みになったあとも必ず保存してください。

⚠ 注 意 この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が傷害を負う危険が想定される場合および物的損害の発生が想定される内容を示します。	
●照明器具には寿命があります。 ●設置して8～10年経つと、外観に異常がなくても内部の劣化が進行しています。 ※使用条件は周囲温度30℃、1日10時間点灯、年間3000時間点灯。(JIS C8105-1 解説による。) ●周囲温度が高い場合、点灯時間が長い場合は、寿命が短くなります。	●3年に1回は、工事店等の専門家による点検をお受けください。 ●点検せずに長期間使い続けると、まれに、発煙、発火、感電などに至る恐れがあります。 ●金属部分をクレンザーやたわしで磨かないでください。傷つけたり腐食の原因となります。

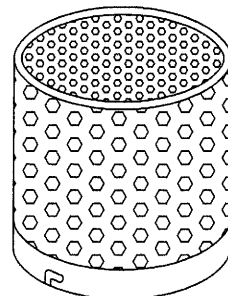
■器具の取り付けかた

●アクセサリを取り付ける際は
本体のアクセサリのかん合部
と合わせてから、取付ねじ(本
体に付属)で締め付けてくださ
い。

Z L - 2 1 0



Z L - 2 1 1



保証について

- ・保証期間は、商品お買い上げ日より1年間です。但し、蛍光灯器具・HID器具の安定器(インバータバラスト含む)については3年間です。
- ・ランプ、点灯管、蓄電池などの消耗品やセード、リモコン送信機は対象外です。
- ・24時間連続使用など、1日20時間以上の長時間使用の場合は、上記の半分の期間とします。

修理・お取り扱い・お手入れについてご不明な点は

お買い上げの販売店へご相談ください。

販売店にご相談ができない場合は、下記の窓口へ

東芝ライテック照明ご相談センター

0120-66-1048 (通話料：無料)

受付時間：365日 9:00～20:00

携帯電話・PHSなど 046-862-2772 (通話料：有料)

FAX 0570-000-661 (通信料：有料)

- ・お客様からご提供いただいた個人情報は、修理やご相談への回答、カタログ発送などの情報提供に利用いたします。
- ・利用目的の範囲内で、当該製品に関連する東芝グループ会社や協力会社へ、お客様の個人情報を提供することがあります。

東芝ライテック株式会社 照明器具事業部 〒237-8510 神奈川県横須賀市船越町1-201-1

TEL (046) 862-2097

FAX (046) 861-8796

お客様は、お読みになったあとも必ず保存してください。

(054053B)